

宗教的輸血拒否に関する基本方針

社会医療法人大真会 大隈病院では、信仰上の理由による輸血拒否に対し、『**相対的無輸血※1**』を基本方針としております。

1. 輸血療法を行わないために可能な限りの努力は致しますが、輸血療法を行うことによって死亡などの重大な危険が回避できる可能性があるとは判断した場合には、輸血療法を行います。
2. 輸血を拒否される患者様が提示される「免責証書」は『**絶対的無輸血※2**』に同意するものであるため、これに同意及び署名は致しません。
3. 緊急時に手術を含む医学的な処置の同意が得られない場合であっても、救命のために必要であると判断した場合には輸血療法を行います。
4. 以上の方針は、患者様の意識の有無、成年と未成年の別にかかわらず適用します。
5. 自己決定が可能な患者様、保護者の方、代理人の方に関しては、当院の方針を十分に説明し、ご理解を得るように努力しますが、同意が得られず時間的余裕がある場合には転医をお勧め致します。

【言葉の定義】

※1 相対的無輸血：患者様の意思を尊重し、可能な限り輸血を行わないように努力するが、輸血療法以外に救命手段がない事態に陥った時は輸血を行うという考え方。

※2 絶対的無輸血：患者様の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという考え方。

2024年11月26日